

## 議案第48号

### 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

別表第1（第4条、第5条関係）

| 区分  | 基準  |
|-----|---|
| 車線等 | <p>1 車道（副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成すること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとすること。ただし、計画交通量が極めて少ない場合で、地形の状況その他の特別の理由があるときは、3メートルとすることができる。</p> |
| 略   |   |
| 路肩  | <p>1・2 略</p> <p>3 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設けないもの及び歩行者又は自転車の安全を確保するために必要があるものにおいて、前号の規定にかかわらず、路肩の幅員を1メートル以上とすること。</p>   |
| 自転車 | <p>1 自動車又は自転車の交通量が多い第3種又は第</p>  |

別表第1（第4条、第5条関係）

| 区分  | 基準   |
|-----|--|
| 車線等 | <p>1 車道（副道、<u>停車帯及び規則で定める部分</u>を除く。）は、車線により構成すること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の道路の車道の幅員は、4メートルとすること。ただし、計画交通量が極めて少ない場合で、地形の状況その他の特別の理由があるときは、3メートルとすることができる。</p> |
| 略   |  |
| 路肩  | <p>1・2 略</p> <p>3 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設けないもの及び歩行者又は自転車の安全を確保するために必要があるものにおいて、前号の規定にかかわらず、路肩の幅員を1メートル以上とすること。</p>  |

|           |   |
|-----------|---|
| 通行帯及び自転車道 | <p>4種の道路には、自転車通行帯を設けることができること。</p> <p>2 自動車及び自転車の交通量が多い道路で歩道を設けるものには、自転車道を設けることができること。</p>  |
| 歩道等       | <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>  |
| 略         |   |
| 待避所       | <p>第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、長さを15メートルまで縮小することができる。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 歩道等 | <p>1 略</p> <p>2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路で歩道を設けるものには、自転車道を設けることができること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>   |
| 略   |   |
| 待避所 | <p>第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、長さを15メートルまで縮小することができる。</p> |

交通安  
全施設

交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。

交通安  
全施設

交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。